

平成21年第3回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成21年4月14日 開会

平成21年4月14日 閉会

東吾妻町議会

## 平成21年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（4月14日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 1  |
| ○出席議員                           | 1  |
| ○欠席議員                           | 1  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1  |
| ○職務のため出席した者                     | 2  |
| ○議長あいさつ                         | 3  |
| ○町長あいさつ                         | 3  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 3  |
| ○議事日程の報告                        | 3  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 3  |
| ○会期の決定                          | 4  |
| ○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 4  |
| ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 13 |
| ○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 16 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 29 |
| ○閉会の宣告                          | 34 |
| ○署名議員                           | 35 |

## 平成21年東吾妻町議会第3回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成21年4月14日(火)午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第3号 専決処分の承認について(平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算)
- 第 6 議案第1号 工事請負契約の締結について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(15名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 菅谷光重君 | 2番  | 竹淵博行君  |
| 3番  | 金澤敏君  | 4番  | 青柳はるみ君 |
| 5番  | 須崎幸一君 | 7番  | 角田美好君  |
| 8番  | 一場明夫君 | 9番  | 日野近吉君  |
| 10番 | 大関広海君 | 12番 | 上田智君   |
| 13番 | 橋爪英夫君 | 15番 | 佐藤利一君  |
| 16番 | 加部浩君  | 17番 | 原田睦男君  |
| 18番 | 高橋基雄君 |     |        |

### 欠席議員(3名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 6番  | 浦野政衛君 | 11番 | 中井一寿君 |
| 14番 | 前村清君  |     |       |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |                  |       |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町長     | 茂木伸一君 | 副町長              | 関口博義君 |
| 教育長    | 小林靖能君 | 総務課長             | 渡辺三司君 |
| 企画課長   | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長           | 高橋啓一君 |
| 町民課長   | 猪野悦雄君 | 税務会計課長<br>兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長   | 角田輝明君 | 建設課長             | 市川忠君  |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長             | 富沢美昭君 |
| 教育課長   | 加部保一君 |                  |       |

職務のため出席した者

|             |      |             |      |
|-------------|------|-------------|------|
| 議会事務局長      | 佐藤正己 | 議会事務局長<br>係 | 田中康夫 |
| 議会事務局<br>主任 | 角田光代 |             |      |

---

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 本日は大変お世話になります。野山も春色そのもので、ここ12日には盛会のうちに水仙まつりが復活をし、大勢の花見客が桜と水仙のコラボレーションに感動したと聞いております。

ここに平成21年第3回臨時会が招集されましたところ、公私ともに、ご多忙の折ご参集を賜り開会できますことに対し厚く御礼を申し上げます。

本日の平成21年第3回臨時会は、付議事件として専決処分の承認ほか3件が付されております。十分な審議をお願いいたします。

なお、簡単ではありますが、以上をもって開会のあいさつとさせていただきます。

なお、本日は中井一寿議員、前村清議員からは、病気入院中につき、また浦野政衛議員からは都合により欠席届が提出をされておりますので、申し添えます。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、お願いをいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 平成21年第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ4月に入り、新しい年度が始まりました。

本町におきましても、機構改革が実施され新たな組織としてスタートをいたしました。

議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

吾妻にも桜前線が北上し、桜が咲き、木々も芽吹き始め、各地区でも春季例大祭が開催さ

れる好季節となっております。

さて、本日の臨時会では第2回臨時会においてご議決をいただけなかった事業会計の専決処分承認及び東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分ほか1件の承認並びに地方自治法第96条第1項第5号の規定により原町小学校プール新築工事に伴う工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重なご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成21年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時33分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、15番、佐藤利一議員、16番、加部浩議員、17番、原田睦男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定をいたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成21年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。

この改正を受けて、4月1日施行に係る東吾妻町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、施行をいたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） お世話になります。

お手元の資料で、改正条文を読んでもなかなかわかりづらいと思いますので、新旧対照表をもとに説明をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の税制改正は、幾つかございます。

一番大きいのは、新聞、テレビ等でご承知だと思っておりますけれども、個人の住民税から住宅ローンの控除というのが創設されるというのが、一番大きな改正だと思います。

ただ、この改正については来年の1月1日施行ということで、今回は4月1日に施行するものについての専決ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速、新旧対照表で、まず第34条の7の関係です。

これはどういうことかといいますと、寄附金の税額控除の規定を整備したということです。

昨年の4月30日に施行しましたこの新条例の関係ですけれども、このアンダーラインがあります、いわゆる特定非営利活動促進法の法律の定義を行う規定の整備ということです。

続いて36条の2の関係ですけれども、町民税の申告にかかわるところです。これも、寄附金税額控除の様式が、第5号の5の2という様式が追加になりました。ということで、この追加があったための改正になっております。既に、住民税の申告をことし受けたときに、町民税だけの申告書にはこの項目が入っております。

続いて、第38条の関係ですけれども、これについてはこの次の47条の2で第2項を削除します。その関係で、改正になるところです。

では、その47条の2の関係ですけれども、これは公的年金の特別徴収の関係です。これも昨年決まりまして、ことしの10月から公的年金から町民税を特別徴収しますよと、そういった条例ですけれども、この第2項については、どういうことかと申しますと、年金以外の所得がある場合、例えば年金所得があつて農業所得ですとか不動産所得ですとかという、そういった違う所得があつた場合に、当初は合算をして所得割額を特別徴収するという規定であります。それが第2項です。ただ、この特別徴収というのがちょっとシステムの整備が間に合わないということで、できないということで年金のみからの特別徴収、年金だけの特別徴収ということで削除となる規定です。

次は、2項が削除になったので、項ずれが起きて3項が第2項ということで、「前項」というのはそういった意味であります。

続いて、47条の3の関係も先ほどの47条の2第2項を削除したための規定の整備です。

続いて、3ページの第47条の5についても第47条の2第2項を削除したための規定の整備ということになります。第2項についても同じことです。あとはちょっと項ずれがしたりとか、そういうのがありますけれども、これは全部47条の2第2項を削除したためということで読んでいただければと思います。



続きまして、固定資産税の納税義務者等というところで、ページですと4ページになります。第56条の関係です。これは、固定資産税の関係で追加になった部分です。どういうものが追加になったかというところ、56条のところ、新のほうでアンダーラインがありますけれども、要するに医療関係者の養成所ですね、ここにあります。看護師ですとか准看護師ですとかといった医療関係者の養成所において教育のための固定資産の非課税措置が拡充されましたよと。今までもこの制度はあったのですけれども、このアンダーラインがある部分、医療法第31条からずっと書いてありますけれども、こういった医療機関にも、医療法人にも、医療組合とかにもこの非課税措置が拡充されましたと、広がりましたという、そういった条文です。

続きまして、58条の2です。これは、地方税法の追加です。最初に、58条の2の最初に、法第348条第2項第11号の5というふうにありますけれども、これが追加になった地方税法の条項です。これはどういうことかといいますと、今非常に緊急医療の関係で整備が進んでおります。そういった意味で、社会医療法人が緊急医療の確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設ということで、緊急医療等を行う医療法人がつくった固定資産について非課税になりますよということです。これは、現在のところ群馬県内にはまだこういった法人はありませんので、当町には関係ないと思います。

続きまして、第59条です。固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということで、これは第58条の2の追加による改正になります。

続いての第93条については、民法の法律の定義が、要するに「(明治29年法律第89号)」というふうに入ったという条項整理です。

続きまして、附則です。附則の第10条ですけれども、これ旧を見ていただくと第39条第5項というふうにあると思います。これは地方税法なのですけれども、地方税法附則の第39条第5項というのが削除になりました。この条項というのは、関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究交流施設等に係る地方税の特例ということで、これ平成16年4月1日から今年21年3月31日までの条項でしたので、期限が切れたので削除になったということの整備です。

続きまして、第10条の2です。これは、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、これはどういうことかといいますと、旧の同法第41条第1項というのがあると思うのですけれども、ここで地方公共団体が補助することができるという規定でありました。そこに、この令附則第12条第21項第2号というのは、追加で政府の補助を受けて整備した優良賃貸住宅についても補助が受けられることが追加と

なった、というための条項整備です。

続きまして、この第6項なのですけれども、これも施行規則の改正による項ずれということになります。

続いて、第10条の3の削除の関係ですけれども、これは阪神・淡路大震災の関係です。これも、20年度で期限が切れたということで削除になりました。

続いて、第11条になります。ここから、もうちょっと資料を見ながらということになるのですけれども、まず第11条、この規定は、土地の下落修正の措置の延長をという意味です。ちょっと下落修正といってもなかなかわかりづらいと思うので、ちょっとこの後資料で説明しますけれども、その前に第11条の3の関係の削除の説明をします。これについては、鉄軌道用地で、当町にはあんまり関係ないのですけれども、例を挙げれば高崎駅のように鉄軌道の用地とそうでない施設が複合してある。そういった駅が多いですけれども、駅のところの特例措置ということで、面積案分で課税しますよといったような特例ですので、余り関係ないので一応これは削除になりますということで、お願いします。

続いて、12条関係です。これがちょっと厄介です。内容とすれば、資料、関係資料が1枚行っていると思います。説明資料ということで関係資料をお出してください。①の附則第11条、第11条の2、第12条関係ということで、ここに主に第12条第1項から第6項までの内容をちょっと図にしてみました。どういうことかということ、宅地の関係のものです。評価額と課税標準額というまず認識を1つ、あ、その前に訂正をしておきます。すみません、慣れないもので申しわけありません。平成18年度から20年度、矢印の平成21年度から23年度となっていますので、これを23年度に改めてください。

宅地の評価の関係、いわゆる課税の関係なのですけれども、評価と課税標準額、要するに評価額と課税標準額というのがまずは頭の中にないと、なかなか理解しづらいものです。ただ、この条例の改正というのは、評価替えが終わりましたと、18年から20年まで適用していた負担水準の調整措置というものをまた21年から3年間延長しますよという、そういう内容的には単純な内容です。ただ、その負担調整措置というのがどういうものかというのをちょっと説明しますと、まず棒グラフみたいなものがあります。この一番左のを見ていただきたいのですけれども、商業地等の宅地というのは非住宅地とっていただければと思います。非住宅地とか店舗等の宅地です。評価額というのは、地価公示価格の70%ですよというふうに、これ平成6年に決まりまして、いわゆる不動産鑑定士が入った価格に対して、その70%を評価額としますよ。農地とか山林については、評価額がイコール課税標準額となります。

まず、評価額と課税標準額の違いというのが、評価額というのが3年に一遍評価替えして評価をする価格です。本来、課税標準という評価額に税率の1.4%を掛けて出すのが固定資産税なのですが、宅地についてはそこまでなかなかいかないということで、こういった調整措置で課税標準額というのがあります。課税標準額に1.4%を掛けて固定資産税というものをしております。まず、商業地の場合は評価額を100%としたときに60%から70%の範囲内に水準を落としますと、要するに税金を実際にかけるときはこの範囲に落としますよ、ということです。

じゃ、前年の課税標準額に対して、ことしの課税標準額をどのように算出するかという場合、要するに評価額イコール課税標準額であれば問題はないのですが、現在のところ評価額に対して課税標準額がずっと低いです。低いものをだんだん評価額に上げていくときに、一気に上げるわけにいかないで、こういった負担水準の調整措置というのがあります。

一番左が一番わかりやすいので、まずAというのが今年度の課税標準額を求める算式です。ですから、前年度の課税標準額にことしの評価額の5%を掛けたものを足してことしの課税標準額を出します。60%から70%の間にいると据え置きで、そのまま据え置きです。20%を下回っているような措置については20%まで引き上げますよと、そうという考え方です。

これが非住宅地で、住宅用地についてはここにありますように小規模住宅用地というのと一般住宅用地というのがあります。小規模住宅用地は、今住宅が一戸建っている土地に対して200平米までは6分の1になりますよと。一般住宅用地というのは、その200平米以上の土地に建っている場合については、建物の延べ床面積の10倍までの範囲で3分の1に下げますよという措置です。

あとは、考え方は一緒です。非住宅地が60から70の間にあるのに対して、こちらは特例で6分の1、3分の1になっていますので、80%から100%の範囲で据置措置がありますよということです。そういったことのこういった作業をして、評価額並びに評価額から出す課税標準額というものを算出するための負担調整の調整措置が3年間延長になりましたという規定です。これが12条の第1項から9ページ、10ページの上までということで、そういう内容です。

続いて、第13条です。その次に、農地の関係です。農地の関係についても、負担水準、負担調整率といったこういった下の表があります。負担水準の求め方というのが、前年度の課税標準額を今年度の評価額で割って求めています。ただ、ここ十数年ずっと評価額は3年に一遍見直しているのですけれども1.0の負担水準です。ですから評価等は上がっていません

ので税金も上がっていないはずです。

続いて、第15条の2、特別土地保有税の課税の特例の関係です。これについては、いわゆる宅地の関係で、さっき説明した負担水準が3年間延長しましたよと。その関係で、年数が変わっているものです。ただ、保有税については平成15年1月1日以後課税停止となっておりますので、今のところ課税されている物件はありません。

続きまして、16条の4の関係です。これも寄附金税額控除対象限度額に係る規定です。寄附金、昨年の4月30日に出た条例ですので、記憶にもあると思うのですがけれども、寄附金をする場合、ふるさと納税と言われているやつなののですがけれども、所得の30%が限度ですよということで寄附金の限度額が決まっております。その30%の所得を計算するときの内容なののですがけれども、これもちょっと所得の関係を理解しないと難しい話なののですがけれども、まず総所得というものがあります。いわゆる給与ですとか、年金ですとか、農業とか営業所得ですとか、不動産の所得ですとかという、いわゆる総合課税と言われる部分の所得全体、足したものが総所得というふうになります。

その総所得にまだ他ほかの所得があります。例えば山林所得ですとか、退職所得ですとか、ここで言っている土地の譲渡に係る所得ですとか、長期譲渡の所得ですとか、いわゆる分離課税とよくいわれている部分です。そういったものが、昨年の整備したときには退職所得と山林所得しかありませんでした。それに、この16条の4からずっと17条、その所得別に、要するに分離課税をした所得別に追加になっています。ですから16条の4のアンダーラインのところを見てもらうとわかるように、第34条の7第1項中、これが要するに寄附金の限度額の関係です。山林所得金額としかないです。その前に退職所得というのがあるのですがけれども、退職所得と山林所得としかないのだけれども、山林所得金額並びにこの16条の4の譲渡等に係る事業所得も足されますよと。

第17条は長期譲渡所得に関するもので、この部分もそれにかかりますよということです。そうやって、ずっとこの17条まではそうです。ここでちょっと17条の2という違う条文が入っていますので、これもまたちょっと説明しますがけれども、これは優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということです。いわゆる分離課税の長期譲渡所得に対して、住民税の特例がありますよと。これ。1号、2号略というふうにあるのですがけれども、この1号、2号にその内容が書いてあります。これが21年度までだったのが26年度までになりますよということです。

内容的には、どういうことかという、まず2,000万円以下でしたら本来3%が税率なの

ですけれども2.4%に特例として下げますよと、そういった意味です。2,000万円を超えると2,000万円までの2.4%、48万円足す2,000万円を超えた部分については本来の3%を掛けた税率で税金になりますよという、そういった1号、2号についての特例措置を26年まで延長するという改正です。

続いて第18条は、先ほど言った寄附金の税額控除の限度額、30%の限度額にたさる短期譲渡所得の金額もそれに足りますよというのと、19条は株式等に係る譲渡所得に係る金額も足りますよということで、次の14ページの第20条の2も同じ先物取引の関係も足りますよ、20条の4の関係も同じですよということになります。

今回の改正でもう一つの特徴が、昨年改正しました一部改正、4月30日の一部改正のまた一部改正が発生したという点です。この第2条ということでご提案をしたいと思います。これはめくっていただきますと、16ページですが、これについての説明資料というのが、先ほどの説明資料の下段になります。この上場株式の配当所得及び譲渡所得の課税について、一たん上に現行というふうにあると思うのですけれども、平成20年の真ん中あたりの点線の下、特例措置というところを見ていただきたいのですけれども、昨年4月30日に改正したのがいわゆる20年12月までは特例措置があって、これはちょっと所得税と住民税を一緒に言ったほうがわかりやすいので、税金が10%、分離で10%かかっていたよと。それが21年、22年にだんだん20%の正規の税率に持っていきましょうということで、こういった特例を入れました。

景気が、去年の4月ですので、ある程度上昇機運だったという状況だと思います。

それがことし、去年の秋からの急激な冷え込みによって、これをもう少し延ばそうと、要するに特例の10%を延ばそうという、そういった内容のものです。ですから、下改正と書いておけばよかったですけれども、下が改正になります。上の特例措置で、22年までは10%を、金額100万円以下とか500万円以下というような条件つきで特例措置を設けたのを23年までは現行の10%でいきましょう、ということです。これが、いわゆる今回のこの第2条の関係の改正です。

いろいろこういうふうにならざるに新旧対照表を見るとややこしいのですけれども、この中で説明しておくのが、例えば附則第2条の第10項、17ページですね。右側旧を見ていただくと1号、2号が削除になっていると思います。ここがいわゆるこの特例措置と同じものですね。100万円以下である場合については100分の1.8が住民税ですよ、ということです。ここはちょっと説明しなかったのですけれども、住民税3%であります。

これは町民税が6割で県民税が4割ということで、3%の6割ということで1.8%というふうになっております。

これと同じで19ページ、ちょっととんで申し訳ないのですけれども、19ページの(1)、(2)号、旧でいきますと19項の1号、2号なのですけれども、これが上場株式の譲渡所得500万円以下の規定になっています。これも削除して先ほど言いましたように10%、いわゆる1.8%でいきますよということです。

それに絡んだ第2条は全部、条項整理があつたりとか、項ずれであつたりとかという内容になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ざっと見でわかりづらかったと思うのですけれども、以上が4月1日に公布になって、4月1日施行ということで、議会の議決をいただくいとまがなかったということで、ご承認という形で専決しましたので、ご承認という形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） だから突然出されて、これはまあ専決だからいいのですけれども、調査する時間がなかったものですから、こう短時間の説明で私よく解釈できないのですけれども、町民に説明する場合、これはあれですか増税になったのですか、減税になったのですか、大枠で言つて。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 冒頭に申し上げればよかったですけれども、こういう状況です。

先ほど住宅ローン控除を出したと思うのですけれども、ほとんどが減税の話です。

固定資産税の、例えば負担水準をそのまま移行するというのは、これは要するに年度の読みかえみたいな形で、評価がえというのが3年に一遍ずつ行います。

ことしの1月1日に評価がえが終わっていますので、21年度の評価については確定しておるのですけれども、それ以降の評価をかえるときには、こういった今までと同じような負担水準で上げていきますよということです。

ですから、非常に土地なんかだとわかりづらいのですけれども、評価は下がるのだけれども、なかなか宅地の税金は下がりませんよというような疑問を持たれる町民の方が、非常に

多いと思うのですが、それはこういった内容の説明をしていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。  
討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。本件につきましては町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。  
したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。  
提案理由の説明をお願いします。  
町長。  
（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 承認第2号 専決処分の承認についてでございますが、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
先ほどのご承認をいただきました東吾妻町税条例の一部を改正する条例の承認と全く同じ理由で専決処分をさせていただきました。  
なお、改正内容の詳細につきましては担当課長により説明をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。  
税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） それでは保険税条例の一部改正についてのご説明をします。

これはもう条文にあるとおり介護分の限度額9万円を10万円にするという改正になります。内容について、また新旧対照表を見ていただきたいのですけれども、これを見ても、そういう内容ですよということになってしまいます。

ただ1つ説明しておきますと、第23条の2項について、削除になっています。

これはどういうことかといいますと、今まで2割軽減という、うちは、当町は7割、5割、2割の軽減措置をとっております。

2割軽減については、申請が必要で、町長の判断である程度決定するという、まあ全部適用にはなっていますけれども、そういう条項がありました。

それがこの改正によって2割も、自動的に所得要件によって2割軽減をするという、そういう改正です。

この保険税全体の話をしていかないとなかなか話が追いつかないのかなという感じがするのですけれども、この改正の第2条というのが、課税額というふうの上にありますけれども、課税額です。

第2条の第1項に、まあこれ略になっているのですけれども、保険税の課税額と、ご承知だと思っておりますけれども、いわゆる基礎課税額というものがああります。

それと法律等の改正で、これ後期高齢者支援金等課税額というものと、それと介護納付金課税額といった3本立てで国民健康保険税を徴収しているというか、賦課しております。

その関係の中で、第2項から第3項までの内容を、また帰ったら見ていただければと思うのですけれども、2項から3項にその課税額の限度額が記載されております。

2項が基礎課税額の限度額47万円、第3項に書いてあるのが後期高齢者支援金等課税額、限度額の12万円で、この改正第4項に今まで9万円だったのでありますが、これを10万円に改定するという内容になります。

保険税については、当町7割、5割、2割の軽減措置をとっております。

ただ、どうしてもこの目的税という中で介護納付金、要するに介護保険料に係る部分の支出についてどうしてもちょっと窮屈になってきている、これは国の関係、全体を見た、国の中を全体に見た関係での改正ですので、当町だけが特別にということではなくて地方税法等の改正によって、うちのほうも9万円を10万円にしていくといった改正内容になります。

もう1つ保険税の課税の関係で、いい機会なのでお話をしておきたいのですけれども、保険税というのが4つのいわゆる課税する場合の要素があります。



税金には応益負担と応能負担というような分け方があります。

保険税もその応能負担ということで、所得に応じた課税、それから固定資産を持っているか持っていないかということによる課税、それと応益いわゆる保険という受益に対する課税については、均等割、平等割といった世帯に対して一定の枠を課税するものと、その世帯中の家族構成員、人数によって課税するものがあります。

先ほど来言っておりますように7割、5割、2割の減額措置というのはこの応益均等割と平等割の率が45%から55%の範囲にいないとこの条例というのできません。

ですから7割、5割、2割のきめ細かい減額措置をするには、そういった賦課ということになります。

ですから、これからもどうしても保険税というのは受益者によって、要するに保険料によって課税形態というか課税でまたいわゆる税率改正等でお世話にならなければならないと思っております。

そういうときには、ぜひそういったことも念頭に置いて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） こういう場合で低所得者の関係は、これは全く、関係はなくなりますか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 先ほど申し上げましたように、これは限度額の規定です。

低所得者については、今までどおり7割、5割、2割という所得によつての軽減措置が行われます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について(平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 承認第3号 専決処分の承認についてでございますが、平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案につきましては、第1回定例会において総務常任委員会に付託をされたわけでございますが、3月18日に否決とご理解をいただけませんでした。続きまして、この修正予算案につきまして、第2回臨時会を3月26日をお願いをしましたところ、そちらでもご理解をいただけませんでした。

よって、国民宿舎事業につきまして、継続をしていくためには暫定予算を組まざるを得なかったということでございます。

詳細につきましては事業課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

○事業課長(富沢美昭君) それでは国民宿舎事業会計暫定予算についての説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

第2条で業務の予定量としてございます。(1)年間営業日数ということで、こちらにつき

ましては4月から6月までの91日間として暫定予算を作成いたしました。

宿泊利用者につきましては6,000人、主な人数につきましては一般の大人が1,600人、町民の大人が400人、グラウンドゴルフ等が1,700人、高原学校が1,250人でございます。

また休憩者の数につきましては、有料休憩者を520人、入浴のみの方を1,250人としてございます。

第3条収益的収入及び支出についてでございますが、第1款国民宿舎事業収益5,729万3,000円でございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました3カ月間の営業に伴いましての営業収益でございます。

支出の部につきましては、第1款国民宿舎事業費5,729万3,000円、第1項営業費用5,728万2,000円、この営業費用につきましては、そのほとんどが宿舎経営費となっております。

こちらも3カ月間の営業に伴う経費でございます。

第4条資本的収入及び支出についてでございますが、こちらは収入のみをお願いございまして、他会計補助金として4,500万円、こちらは一般会計から4,500万円繰り入れまして当面の資金不足を補うためのお願いでございます。

3ページにまいりまして、第7条に一般会計からの補助を受ける金額は4,500万円としてございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 手短かに質問したいと思います。

1点は、事業課長さんにお聞きしたいのですが、公営企業会計法にのっとって処理しているという解釈でよろしいのですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） はい、そうでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） そうしますと、それから外れていることはない、あった場合には適正な予算でないということになりますが、そういうことの解釈でいいのですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） こちら公営企業法の会計に基づきまして収益的収入及び支出、資本的収入及び支出などの予算についてのお願いでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） それでは幾つか確認したいのですが、きのうの議会運営委員会のときに副町長のほうから説明があった内容が、他会計からの補助金4,500万円、資本的収入及び支出で受け入れて一時借入金に2,700万円返済、未払金の1,800万円に充当というような説明があったのですけれども、副町長それで間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 昨日の議運でお答えしました2,700万円、未払いに関しては1,800万円という数字でお答えしたと思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 私、そのときに会計処理は単年度が原則だと思うが、それで問題ないのかという話をちょっとしたのですが、間違いですかね、それで、副町長。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 基本的には単年度というふうに私も思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） そうしますと2年にまたがってということはないですね。

もう一度確認ですけれども。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 処理は、会計処理は1年間ということで私は考えておりまして、その未払金等あるいは借入金等の個々に関するものに関しては、年度を外れて支払う等あるいは処理する等はあると思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） ちょっとこれから確認しますが、確認になると事業課長さんですか、今度は。

借り入れを年度末にしていると思うのですが、一般会計からたしか2,500万円借りたというふうに調べた結果聞いていますけれども、それを多分3月31日で3月25日くらいですか、償還金の返還に充てているのだと思いますけれども、そうすると一般会計から借りた2,500万円を年度内に返さなければならない、これは単年度の多分原則で返しているのだと思いま

す、3月31日で。

その後、2,700万円をどこからか、私が調べた範囲ではJ Aさんですかね、から3月31日に借りて4月2日になしているというふうに、ちょっと聞きましたがそれで間違いはないですか、事業課長さん。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） はい、そのとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） そうしますと、企業会計のほうでいきますと、一時借入金については単年度でなすのが原則であるというのが書いてありますが、それにちょっと触れませんか、大丈夫ですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 一時借入金についてのご質問でございますが、一時借入金の収入につきましても、資金不足等のため償還できない場合には、その償還できない額を限度として年度末において借りかえることができるというふうでございます。

今回につきましては、その予算の範囲内で年度を越えての借り入れをいたしました。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） それはあくまでもただし書きですよ。

原則は、あくまでもやっぱり年度内処理というのが原則だと思いますが、それを超えて仮にそのただし書きを使ったとしても、今私が確認したので支配人の答弁でいきますと償還額の限度内ということは、2,500万円の範囲内で借り入れを、かえができるという解釈になると思いますが、違いますか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ちょっと2,500万円というのが、理解できなかったのですが、2,500万円については25日に借り入れた、そういう意味だったと思うのですが、年度末の3月31日に業者への支払いもありますので、その分で若干ふえております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 私がさっき確認したときは一般会計から2,500万円を借りて、それを2月25日に償還に充てて、その一般会計から借りたものを一般会計で単年度処理ですから返さなくてはいけないので、2,500万円を3月31日に返したというふうに確認しましたけれど

も、そうだっておっしゃいましたよね。

そうすると2,500万円は借り入れた金ですから、その限度の中で借りかえができるという解釈に私はなると思って、読み取っているのですが、違いますか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 2,500万円につきましては、起債の返済に充てた資金でございます。3月25日の処理の関係でございます。

2,700万円につきましては、その2,500万円の返済とさらに年度末における不足額を補うために借り入れをしてございます。

それは資金不足のためという部分で実施しておりますので、年度末の年度を越えての借り入れということで実施しております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） ということは、私の読み取り方が間違っているということなのだと思いますが、償還することができない金額を限度として、要するに借り入れた金を返せない金を限度として、ということだったのですけれども。私はそういうふうにとれるのですが。違いますかね。要するに3月31日から年度をまたいで借りているものが、本当なら2,500万円の範囲でしかやってはいけませんよという規定なのを、2,700万円借りかえをしているというふうになりませんか、そういうことになっているような気がするのですが、違いますかね。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 今回の場合は補正で一度お願いをした額もあるわけなんです。2,500万円という借り入れに対して2,500万円の返済とさらに年度末における資金不足ということで200万円が加わっております。

具体的にいうと年度末の資金が不足するところの補てんというふうを考えております。

（「私が言っているのが間違っているだけなのか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 事業課長、聞こえましたか。

（「わからないよ、やっぱり」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） すみません、もう一度お願いします。

私のほうでは、年度末における資金不足についての借り入れとして認識してございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） さっき確認したようにこれ何条ですか28条、ちょっと小さいのでよくわからないのですが、29条ですかね、要するに償還することができない金額を限度として借りがえができるという規定になっているようですけれども、それでいくと2,500万円までしか借りがえができないのではないのですか、私が言っているのは違いますか、と確認したのです。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 借り入れの額につきましては、資金不足についての補てん額として考えておりますので、年度末における年度を越える部分での資金不足が生じるおそれがあるため借り入れをさせていただきます。

償還という言葉ですが、起債の償還というだけでは私考えておりませんで、資金不足のためのもので、その中に2,500万円の返済も含まれて2,700万円というふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 償還金は一時借入金に関する規定ですから一時借入金の償還という意味で言っていますけれども。まあいいでしょう、私が間違っているのかよくわかりません。私は、全くそれは違うと思います。皆さんでそれは判断していただくのがいいと思いますが、私のその考え方は、この規定でいきますと2,500万円を、簡単に言うと一般会計から借りていたものを年度末に返しましたと、3月31日に。この規定でいくと、2,500万円の範囲までは借り入れが、借りがえができますよという規定にかかわらず、その借りがえを2,700万円ですしているということになりませんかということを確認したのですけれども、私は多分そういうことをしたのだと思うのですが、まあそれはそういうふうに多分答弁はしないでしょう。それはそれでいいと思いますけれども。簡単に言うとその規定に、私が見る限りでは触れるのではないかというのが、考え方です。ほかに何点かじゃちょっと確認したいと思いますが、3月26日に出された予算書の案ですと資本的収入の他会計補助金の、ちょっと静かにしてくれませんか、他会計補助金の一般会計補助金というのが4,240万円が1年間分が組んであったのですが、今回は4,500万円が3カ月分で組んであります。なおかつ支出は全くありません。この何ですか予算でいくと、この4,500万円を組む必要があるのかというのが、ちょっと理解できないのですけれども。言っている、どこへ使うかというのは何となくわかるんですよ。ただその予算の作り方上、ちょっとおかしくないかなというのが、私が感じるのです。いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ご質問のちょっと内容が、どこの部分が間違っているという形でご指摘だか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） いや、間違っているとは言っていないです。私はわからないから聞いているのです。4,500万円の補助金を町から受け入れるようになっていますよね、資金的収入部分で。4条ですか。それが、3月26日に出した1年間の予算が4,240万円の案だったものが、3カ月分だけで4,500万円にそれがふえている、要するに幾らですかふえているのは、260万円ですか、260万円ふえている要因は何ですかと聞いているのです。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 4月から6月までの営業期間につきましては、収益的収入いわゆる営業、単年度の営業部分では資金不足を生じていないため、一般会計からの事業、営業外収益としては要求してございません。

しかしながらこの3カ月の中で、返済に必要な2,700万円、また未払金に必要な1,800万円の資金不足が生じているため、それを資金的収入として第4条でお願いをしているものがございます。

なお3月26日にお願いたしました他会計補助金の4条につきましてはの4,240万円という部分につきましては、これは1年間の中で3条への繰り入れと4条への繰り入れを分配した部分でございますので、今回につきましては3カ月という短い中でのものですから、営業への不足は生ぜず資金不足に伴う4条予算への繰り入れというお願いでございます。

○議長（菅谷光重君） ここで、質疑の途中ではございますが、休憩をとります。

再開を2時45分といたします。

（午後 2時33分）

---

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時45分）



○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 余り時間がないので長くはやりませんが、私もちょっと勉強不足でよくわからない部分があるのですが、私の基本的な考え方でいくと、資本的収入で受けた部分というのは資本的支出に使うという根拠のもとにこのバランスが合うようになるのだと思いますが。今回は4,500万円受け入れて、下は全く支出していません。そうすると、この会計の予算のつくり方としてちょっとおかしいように感じるのですが。そうでないですかね。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 今回の4,500万円につきましては、その使用目的につきましては、9月また3月に発生します企業債の償還金に充てられるわけでございますが、今回の3カ月の中ではその償還がまだ発生しておりません。しかしながら資金不足が、そのまた資金不足が生じてまいりますので、その当面の資金不足を補うために今回4条予算をお願いをした次第でございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） そうすると資本的収入に入れるべきではないような気がするのですが。収益的収入にも当然今まで補助金を受け入れてありますよね。その中で処理してあるのであるとまだわからなくはないのですが、こちらは一応5,720何万円で帳じりは合っていますよね。片方は全くこれに対してバランスがとれていませんけれども、本当にこれでいいのですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 3条予算の収益的収入に入れる場合につきましては、今回の予算として3条の予算につきましては、収入支出を同額としてございます。

したがって、その同額とする場合での営業外収益として4,500万円を繰り入れた場合は、3条の、単年度の損益勘定の中で4,500万円の収益が出るというような形になります。

4条に繰り入れましたのは、4条ですとバランスシート上のことでございますので、将来どうしても4条の中で繰り入れるのが適当として考えております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 本当は、だけれどもそうではなくて借入金を判断したのですからそれをある程度一定期間は1年で返せばよいと書いてあるのですから延ばして借り入れておくべきだったのではないのですかね、会計処理上は。それをしないですぐに出して町の補助金という形にしたから、どうしても無理があるのだと思います。私は、今の説明ではやっぱりどうしてもちょっと理解できませんので、この2ページの資本的収入及び支出というのが下

の4条に書いてありますが、ここも収支のバランスが合う形で書かれるのが自然かなと思うのですが、ここも全く入ってゼロですよ。償還金を9月になすということであれば6月までは全く要らないわけですから、そのように考えていくと簡単に言うところの予算書のつくり方そのものに何というかうんと不自然さを感じるというか、それにあわせてどうも公営企業の会計処理法上適当でない方法をとってしまったというのが現状だと思いますので、私は今の説明を聞いている限りでは、ちょっとこれの暫定予算については納得できないのですが、まあ事業課長がいいと言っているのだからいいのかもそれはわかりませんが、それは皆さんの判断に任せることにしましょう、じゃこれで終わります、はい。

○議長（菅谷光重君） 答弁はいいですか。ほかに。

10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 単純な質問、また改めて伺います。事業課長にお伺いします。

この会計帳簿というのは何のためにつくりましょうか。せんだって同じ質問をしましたが、お答えください。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 会計帳簿につきましては、金銭の動きを明確にするためにつけてあるかと思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） まあまあ、それもある一面ありましょう。ということならば、この暫定予算の中の2ページ、資本的収入及び支出というのがこういう記載にはならない。

今までの答弁を聞いていますと、どうも資金不足のためのお金であると。これこそが運転資金という項目になろうかと思えます。

会計科目上は一時借入金なり、どういうことになるのか、資本的な収入にはまずならない。これバランスシート上でいうと資本及び負債の項目になります。

いいですか。あなたの発言は、運転資金の発言です。間違っていますか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 他会計補助金につきましては、資本金として考えております。今回負債が生じておりましたので、そちらの負債を消すために資本金に繰り入れたものとして考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうすると、負債を、抱えていた負債を減少するために補助金なの

ですか。負債を減少するためのものについては、やはり負債で処理するのが適正ではないですか、と私は聞いています。そういった考え方はありませんか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 公営企業会計におきましては借入れ、一般会計からの借入れ、また企業債からの借入れ等資本金として処理してございます。

処理の仕方につきましては適正なものと考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） だから、そうすると今の発言のとおりですと、ここの2ページの4,500万円の記載は資本的収入という項目の中から他会計補助金という形はあり得ない。他会計借入金にならなければいけない。そのような発言だと思いますが間違いなかったでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 項目としては他会計補助金という項目でございまして、他会計補助金の項目で繰り入れてございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 何か質問の意味がわかっていないようですね。それで、もう一面の記帳の持つ意味のもう一面、それは経営分析のためですね。町民が吾妻荘の経営状況を把握しやすくする、一目瞭然である、それは累積債務がどれだけあるかということに尽きるのです。

それが、記帳する目的なのです。そういった考え方で記帳するという意思はございませんか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 経営分析のために必要な数値につきましては、決算書の中でも明らかにしているものと考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） では伺います。決算書の中から吾妻荘の累積債務はいかほどになりますでしょうか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 決算の資料、手元にございませんで概略ですが、現在欠損金として8,700万円程度でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうするともう少し原点に戻らないといけなくなる。公営企業法が求めるところの理念、どういったところでわざわざ一般会計から独立させて、公営企業法にのっとった形での企業としての位置づけがあるのか、どの程度把握しているのか伺っておきましょう。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 公営企業法につきましては、官公庁会計方式に見られない多くの点があるわけでございます。一般会計で歳入歳出が同額というふうになっておりますが、企業会計につきましては、その辺は経済活動の発生という事実に基づきまして記録するという、発生主義の会計をとっているというところが、大きなところかと考えております。

○議長（菅谷光重君） 大図議員。

○10番（大図広海君） という話ではないでしょう。公営企業法第3条で、常に企業の経済性を発揮する、この企業というのは、我々が民間企業と言っているところの企業だと、そういう概念で私たちはとらえているのですが、いいですか。その中で、独立採算できっちり回す。どうしても回らなかった部分についてはどうやって手配するかということはまた別途なのですが、ここなのです。どういった建物を建てて、どういう経過があつて、どういった負債の超過があつて、その累積が幾らあつたか、町民の前に提示する、これが説明責任なのです。そういった責任が果たされて、初めて理解が得られたあるいはどういうんですかね公益企業に対する一般会計からの繰出金、いいですか、これを補助で出すのか、融資で出すのか、この概念なのです。企業の経済性、どういう形でこれをとらえているかを伺っておきます。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ちょっとご質問の趣旨がわかりませんのでもう一度お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 地方公営企業法第3条で言っているところの企業の経済性と言われるものです。この企業の経済性は、どういう形でとらえているかと質問します。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 公営企業法にのっとりまして経営して経理を進めておりますので、当然、その経理経営という部分での配慮をして実施しております。なお今回の4条予算での資本的収入につきましては、公営企業というそういった特殊な事情がありますので、町が実

施している企業ですので、そういった面から3条の収益的収入いわゆる直接経営に関するところに入れるものでなく資本的収入に入れております。なお資本的収入につきましては、以前もご説明いたしました公営企業法では資本金として扱っております。また決算の中では、借入資本金として企業債からどのくらい借りているかということもご報告してございますので、決算の数値について隠しているということはありません。公営企業会計の手順に基づきまして決算でもすべての数値を明らかにしてございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） なかなか質問に的確に返ってこないのが苦慮するのですが、今1点ありました。財投から借り入れた13億円、これを借入資本という表現があります。その借入資本の元利金の返済に対して、原資がないから一般会計からその資金手当てをした。だとすれば、一般会計から出された、このところ何年間の継続しているところの1億円超のお金、これはやっぱり借入資本金なのです。他会計補助金で、これがどうやって処理をして適正なのですかという話です。借入資本金で借入資本金を返した、事業収益では追いつかないからということでしょう。それが、企業の感覚なのです。公営企業法第3条で言っているところの常に企業の経済性、そういったことを意味するかと思いますが、私の考えが間違っていましたでしょうか、伺ってみます。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 企業債の償還の額、約1億500万円についてでございますが、それにつきましては資本的収入及び支出、いわゆる4条予算の中の企業債償還金の部分と利息を返済する部分では3条予算、いわゆる収益的収入及び支出のいわゆる3条予算の営業外費用としてございますので、そのすべてが借入資本金になるというのはちょっと違っていると思っております。3条の中で、利息については支払いをしております。

（「ちゃんと答えてよ、注意してください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 申し訳ございませんが、もう一度お願いいたします。

（「答えるように指示してください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 先ほどのご質問の内容が、借入資本金についてすべて4条予算の中で処理すべきというような、企業債の償還につきましてすべて借入資本金として処理すべきではないかというご質問と認識しておりましたので、利息分につきましては3条予算、

営業外収益として繰り入れるのが適当と考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） また答弁がちぐはぐなところに行っていますけれども、たとえその利息部分は経費算入が営業外費用として計上する、でもその元金に対して事業費から捻出できない、一般会計からの繰り出しに頼らなくてはいけない、そうするとここなのですよ、いいですか、営業費用のあるいは営業外費用の支払いのために一般会計から繰り出しがあったこの会計処理は一般会計からの借入金という形で処理すべきなのです。それで、毎年毎年それが積み重なっていった、その累積残高が金幾らです、これを町民の前に提示すると、これが重要だと言う話をしているのです。それで初めて、この簿記の意味が出てくるのだと思います。そのためにここなんです、企業の経済原則、まさにそこにあるのです。一般会計からの繰り出しに頼ってそれが営業外収益という形でいわゆる垂れ流し状態になっても、なかなかそれが、姿が見えない、こういうことがいわゆる簿記が求めた姿ではないと思います。そういった概念があるかどうか伺ってみます。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 補助金につきましては、営業助成の補助金と施設に対する補助金によって、3条と4条に分かれるわけですが、会計処理上営業外費用として利息分を計上しております、その分の補てんとして繰り入れておりますので、収益的収入で繰り入れる形で考えております。なお下の3条予算に繰り入れた補助金の額につきましては、単年度で収益、損益計算書の中で処理をしておりますので、資本的バランスシート上には表示されてきません。この辺は公営企業会計の手順に基づいて実施しておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） ほかに。ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。もう打ち切りました。

（「私、手を挙げたよ」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 見えなかったよ、だって挙げていないもの。

（「ちゃんと挙がっていたよ」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 発言の音が聞こえなかったのです。討論を行います。

12番。

○12番（上田 智君） 討論ではありませんが、

（「討論です、今」と呼ぶ者あり）

○12番（上田 智君） いや、討論ではちょっとありませんが、本当に申しわけないんですが議長、発言者が手を挙げていたのは私も承知しておりますので、議長の方の見落としかと思いますが、さかのぼっていただいて質問を受けさせていただければありがたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 既に質疑は打ち切りました。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は承認しないことに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

原町小学校プール新築工事の工事請負契約につきましては、条件付一般競争入札を行った結果、契約の相手方は吾妻郡東吾妻町大字原町452番地、南波建設株式会社、代表取締役、南波久美子で、契約金額は9,922万5,000円でございます。

昨年新設した坂上小学校プールと同様に7月ごろには利用できるようお願いをするものでございます。

十分にご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（加部保一君） それではご説明させていただきます。

お手元に図面が3枚ほどありますが、1枚目が500分の1の配置図でございます。

2枚目が150分の1の拡大した平面図でございます、3枚目が立面図となっておりますが、1枚目の配置図でごらんいただきたいと思っております。

建設予定場所でございますが、お手元の図面のとおりで、現在南側にあります特別教室棟の一部、図面の下①とございますがその正面玄関から東側の旧の正門にかけて、また校庭側につきましては図面のメインプールの右上のところに雲梯と書いてありますが、その中ほどまでとなります。

管理棟につきましては、特別教室地下部分に更衣室、器具室、機械室、トイレを設置し、面積は約91平米となる予定でございます。

工期につきましては、9月30日としてこの夏の利用を計画しております。

なおプールの構造につきましては、ステンレス鋼板、全溶接構造、無塗装仕上げ、メインプールの大きさにつきましては25メートル掛ける13メートル、水深1.2メートルで6コースとなっております、プール面積につきましては325平米となっております。

なおサブプールにつきましては、校歌にちなんでイチョウ形で半径10メートル、水深は中心部が0.7メートルで周囲が0.6メートルで、プール面積につきましては78.5平米となっております。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 二、三点お尋ねをいたします。

坂上の小学校のプール、昨年建設していただいたのですが、このプールは坂上と違うところはありますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） 坂上の場合は、サブプールがメインプールにくっついているような形になっておると思っております。



こちらにつきましては、今度の建設については、サブプールは離れておりました扇形というような形になっております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） その辺は私もわかるのですけれども、設計上の、工事上の建設というのですか、私ちょっとわかりませんが、その辺でどこか違うところがありますかと聞いている。形状とか形とか、それは当然だれが見ても変わるの間違いはない、これはわかるのですけれども。その辺のところをきいております。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） 大変申しわけないのですけれども、ちょっと存じておりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） そうすると、坂上のプールというのは全く参考になっていないということですね。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） そんなに困ることではないと思うのですよ。私はこれを反対しようと思って言っているのではないのです。もう、賛成はしますよ、はっきり言いますが、ただ、ただだけれども、より良いプールにしたいから尋ねているだけのことなんです。だから、全然それとは比較対照はしていない、何もしていないから、こうだというのならそれでいいですよ。

（「そう言ってもらえればいい、困っているようだから」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） 失礼しました。坂上の小学校のプール等参考にしてやっておると思うのですよ。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） そうしますと、私も地元ですから坂上プール、一夏使わせていただきまして、非常にその使いやすいところ、使いにくいところ、これを調べてありますが。その辺のところ、どうですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） その辺については、私はちょっと確認をしております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 課長でもいいけれども、教育長、自分のうちのプールをつくったときはどうしますか。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） そういう感覚でこういうものをつくるから、今の小学校がそうでしょう、もう何もあとには言いません。できてみてから、相当な金をかけるでしょう。そういうことになるのですよ。坂上小学校は去年つくったばかりでしょう。先生なり生徒なり、いろいろにこれ当然聞くでしょう。ここがいいよというものは、それは取り入らなくてはならない。ここがこうだよというところは、私が聞いた範囲では2点あるのですよ、後でまた直接言いますけれども。そういうところは改善しなくてはならない。教育長でも課長さんでも、自分のぽっぽから金を出してつくとすれば、そういうことまで調べてやるのではないですか。ねえ、自分のぽっぽが痛くないから、つくってやればいいんだと、つくってやればいいんだという考えなんですよ、今の教育長にしろ課長にしろ。その辺を改めていただきたい。自分のうちのものをつくるんだと思ってやってくださいよ。さもないとね岩島の欠点が全く坂上に同じものができてしまった。岩島のプールをまるっきり当てはめて、形態は違いますから、あてはめてつくったから消毒をするところにしろなににしろ、非常に使いにくいようにできてしまった、岩島もそう、坂上もそう、同じようにつくってあるから同じようにおかしなものが出てしまっているのです。そういうところは当然改善しなくてはならないのではないですか。その辺のところは、まあ私は私なりに考えるんですけども、教育長なり課長なりが言えばまた違う面が出てくるでしょうから、坂上とちゃんとよく連絡をとって、今ならまだ間に合いますから、いいものをつくってあげましょうよ、どうせつくるんでしたら。大金をかけるのですから。それで言っているのですよ。ぜひその辺のところ、よろしく願います。コメント、まあどちらでもよいですけども、コメントをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） ただいまのご意見、十分肝に銘じまして検討したいと思います。よろしく願います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

12番、上田議員。

○12番（上田 智君） このプールの問題については、9,900万円強の入札価格になっておりますが、その中でぜひ、教育課長さんもきのうもお話をちょっとしてはありますが、樹

木が大変いいものもあろうかと思えます。その辺の移設の関係についても、同時にこの金額の中でおさめていただけるような方法で、やれるようなことはできるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） ただいまのご質問でございますが、何とか移設というのですかね、できるだけものはしたいのですけれども、かなりの部分については、ちょっと移設は無理かもしれないと言われていまして。ただ、原町小学校の校歌にあるメインプールのイチョウという部分がございますので、イチョウにつきましては大きいものはだめなものですから、その伐採した木については今後どちらかに使えるということで、材はとってあるそうです。なおイチョウにつきましては、子供のイチョウを今3本ほど育てているということで、その親の子供という形で今保護しているということにはなっておるそうでございますのでよろしく願います。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） まあイチョウの木そのものはいたし方ないと思えます。

プールにギンナンが落ちたりいろいろしたりすれば、大変不衛生だというふうに思いますが、ただやっぱり今までの卒業生だとか、そういう思い出のある学校で記念樹だとか、そういうものを植えたものもございます。

そういったものをやっぱりある程度残してやりたい。場所はちょっとわかりませんが、たまたまこの図面を見ますと、旧校門ですか、その辺りのところに非常に植わっているものがありますので、それを全部伐採して処分をしてしまうということになりますと、やっぱり原町在住の卒業生というか、そういった人たちもせっかく記念樹を植えたというようなこともございますので、ぜひ場所をどこにしろとかそういうことは言いませんけれども、できる限り移動できるような樹木であれば、移動していただけるような方法をとっていただければありがたいと思えますが、よろしく願います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（加部保一君） ただいまの質問でございますが、できるだけ今言われた意に沿うような形で検討していきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。  
討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号 工事請負契約の締結について、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(菅谷光重君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(菅谷光重君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

以上で、本日の会議を閉じ、平成21年第3回臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時25分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 佐 藤 利 一

署 名 議 員 加 部 浩

署 名 議 員 原 田 睦 男